39th NO WAR YES PEACE 2022

# 日本国憲法は日本の誇り、世界の宝

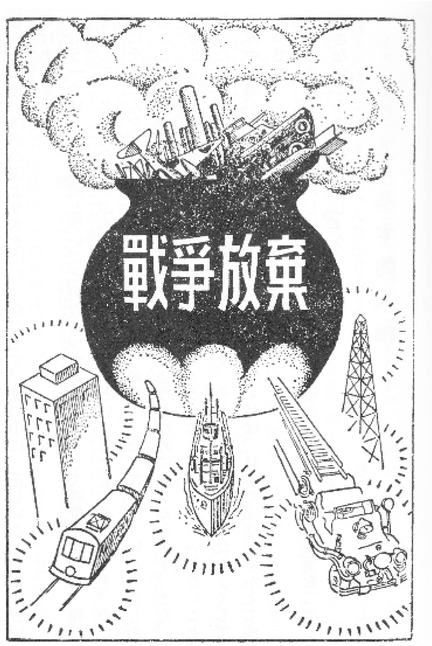

「あたらしい憲法のはなし」（文部省）より

日本国憲法９条の碑（春日部市）

日本国憲法は、アジア諸国をはじめ国内外に多くの犠牲を出した第二次世界大戦への反省のもと、誕生しました。

国のあり方を決める権利は国民にあるという「国民主権」、人が生まれながらに持っている権利である「基本的人権」の尊重、二度と戦争をしない、争いごとは武力ではなく話し合いで解決する「平和主義」という３つの考え方が柱になっています。なかでも“平和”に重きが置かれているのです。

## ●平和に生きる権利

日本国憲法前文では、「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないやうにする」ことを決意しています。

空腹や貧困に脅かされず、爆弾に怯えることなく人間らしく生きたい――「平和に生きる」ことは、日本国憲法が定めたすべての人の権利（平和的生存権）です。

日本国憲法九条の碑（沖縄県読谷村）

## ●戦争放棄・戦力不保持

日本国憲法第９条では、「戦争放棄」「戦力の不保持」「交戦権を認めない」ことを定めています。第９条は、軍国主義のもとアジア各地に侵略戦争をしかけた日本が、戦後、世界から信頼されるきっかけとなりました。

第９条は、国際紛争はすべて話し合いにより解決することを求めています。

## ●個人の尊重

日本国憲法第 13 条は、「すべて国民は、個人として尊重される」と書いています。私たち一人ひとりは、多様でかけがえのない存在です。その多様性も含めて、すべての人が大切にされなければならないとしています。

## ●平和を愛する諸国民の公正と信義を信頼して

日本国憲法は、戦争が最大の人権侵害であることから、武力を持つことや戦争をする権利を放棄しました。そして、すべての争いごとを話し合いで解決すると宣言しました。

そのために、「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意し」ました。恒久平和への理念として、世界に誇るべき先進的な憲法となったのです。

**第９条 戦争放棄**
戦争はしません。
戦争するための
軍隊も武器も
持ちません。

**第13条 幸福追求権**
一人ひとりが大事
にされ、
幸せになる権利を
持っています。

**第21条 表現の自由**
何でも言うことができ
知りたいことを
知ることが
できます。

**第24条 両性の平等**
ジェンダー差別や
LGBT差別を許さず、
誰もが自分らしく
暮らせます。

**第25条 生存権**
社会保障と
公衆衛生の向上を
国の義務として
います。

**第27条 勤労の権利**
一方的な解雇や
雇止めは許されず、
安心して働くことが
できます。

**第29条 財産権**
コロナ禍で
自粛や休業しても
きちんと補償が
受けられます。

**第99条 尊重義務**
憲法を尊重し、守る義務があるのは
政治をおこなう人たちなど。
国民には守らせる
責任があります。

39th NO WAR YES PEACE 2022

# 戦争をしない、させない―「殺しあい」から「話しあい」へ

## ●戦争禁止うたう国連憲章

おびただしい犠牲者を出した世界大戦を２度も体験した人類は、第二次世界大戦後、国際連合を設立します。

国連憲章は前文で「戦争の惨害から将来の世代を救い」、２条で「武力による威嚇又は武力の行使は、慎まなければならない」「国際紛争を平和的手段によって国際の平和及び安全並びに正義を危うくしないように解決しなければならない」としています。国際紛争は、「殺しあい」ではなく、「話しあい」など平和的手段によって解決することがうたわれたのです。

現在、ロシアがウクライナへの軍事侵略をつづけていることは、この国連憲章に違反する行為です。

## ●戦争放棄の日本にできること

一方で、国連憲章第 42 条は、必要な場合には国連軍による軍事行動を決めていますし、第 51 条では「安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持に必要な措置をとるまでの間、個別的又は集団的自衛の固有の権利を害するものではない」として、自衛権を認めています。

これに対し日本国憲法は、戦争放棄をうたうにとどまらず、軍隊を持たず、交戦権をも否認するなど、徹底した平和主義を貫いています。世界には、他にも軍隊を放棄した国が 27 か国あります。こうした国々とともに、非軍事で問題解決を図っていく役割こそ、日本に求められています。

### ■世界に広がる非核兵器地帯と平和の地域共同体

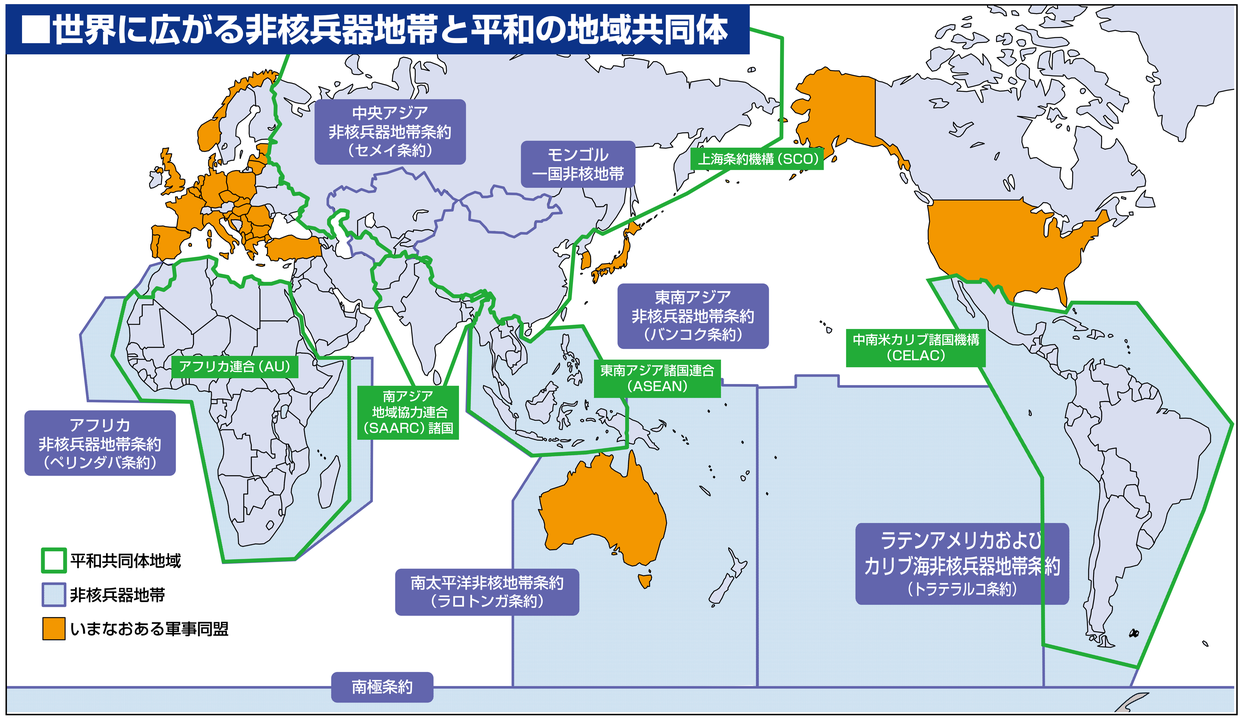


### ■軍隊を持たない国（27 か国）

- **アンドラ**（７万 2000 人、1278 年）
- **コスタリカ**（384 万 1000 人、1948 年）
- **ルクセンブルク**（42 万 2000 人）
  ＊ NATO 加盟国なので志願 NATO 兵 900 人がいるが、国軍はない
- **モルディヴ**(27 万 1000 人、1965 年)
- **サンマリノ**（２万 6000 人
- **リヒテンシュタイン**（３万 2000 人、1868 年）
- **アイスランド**（27万6000人、1944 年）
- **セントクリストファー・ネイヴィス**（４万 3000 人、1983 年）
- **ドミニカ**（７万 1000 人、1981 年）
- **グレナダ**（９万 3000 人、1983 年）
- **セントルシア**（15 万人、1979 年）
- **セントヴィンセント・グレナディーン**（11 万 2000 人、1979 年）
- **パナマ**（276 万 7000 人、1990 年）
- **モーリシャス**（114 万 1000 人、1968 年）
- **パラオ**（１万 9000 人、1994 年）
- **ヴァヌアツ**(18 万 2500 人、1980 年)
- **ソロモン諸島**（41 万 7000 人、1978 年）
- **ハイチ**（795 万 2000 人、1995 年）
- **サモア**（17 万 4000 人、1962 年）
- **キリバス**（９万 4000 人、1979 年）
- **トンガ**（９万 8000 人
- **ナウル**（１万 1000 人、1968 年）
- **モナコ**（3万3000人、遅くとも 1740 年）
- **クック諸島**（１万 5000 人、1965 年）
- **ツヴァル**（１万 1000 人、1978 年）
- ニウエ（2200 人、1974 年）
- **ミクロネシア連邦**（11 万 4000 人、1986 年）
- **マーシャル諸島**（６万人、1986 年）
- **ヴァチカン**（860 人、1929 年）

＊数字は人口と非軍事化の年代が判明している場合はその年代など。なお「脱軍事化を求める協会」のウェブサイトには、西サモアも加えられている。「脱軍事化を求める協会」調べ

39th NO WAR YES PEACE 2022

# 憲法に自衛隊が書き込まれたらどうなる？

## 自民党改憲案のねらいは？

自民党は、自衛隊の存在を明記するだけで、憲法解釈は「何も変わらない」と言います。しかし2015年9月19日、安全保障関連法が強行採決され、自衛隊の武力行使や米軍などへの後方支援ができるようになりました。「存立危機事態」「重要影響事態」「国際平和共同対処事態」などの名目でアメリカの戦争に参加。平時から米軍等を武器も使用して警護する「武器等防護」も可能になりました。戦闘地域へ行き、戦闘行為もする自衛隊が書き込まれるのです。

**◆9条改憲の「条文イメージ（たたき台素案）」**（2018年3月25日 自民党大会）

**現在の憲法9条の条文**

【第二章】戦争の放棄

第9条　日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。②前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

**◆上の条文の次に以下の条文を追加**

【第9条の2】

（第1項）前条の規定は、我が国の平和と独立を守り、国及び国民の安全を保つために必要な自衛の措置をとることを妨げず①、そのための実力組織として②、法律の定めるところにより③、内閣の首長たる内閣総理大臣を最高の指揮監督者とする自衛隊を保持する。

（第2項）自衛隊の行動は、法律の定めるところにより③、国会の承認その他の統制に服する。

**問題点**

▶法の世界では、後でできた法（9条の2）が以前の法（9条1項、2項）より優先されます。9条1項、2項が死文化してしまいます。しかも、

▶①は、「自衛の措置」に何ら制限がなく、同盟国の戦争に参加する集団的自衛権の行使が可能になっています。

▶②は、①の集団的自衛権が行使できるもとでの「実力組織」ですので、これまでの「自衛のための必要最小限の実力組織」というシバリはなくなり、際限のない軍拡と武力行使に道を開きます。

▶③は、「法律にのっとって」と国会の下にあるような印象がありますが、①②で何ものにも縛られない軍隊となるので、国会の多数派によって、規模や装備、行動など何でも可能な軍隊になってしまいます。

### 改憲はいまじゃない！

問　この選挙（参議院選挙）であなたは何を最も重視しましたか。

- 物価高対策・経済政策 42.6%
- 年金・医療・介護 12.3%
- 子育て・少子化対策 10.4%
- 外交や安全保障 9.6%
- 新型コロナウイルス対策 5.6%
- 憲法改正 5.6%

「東京新聞」（2022年7月13日付）

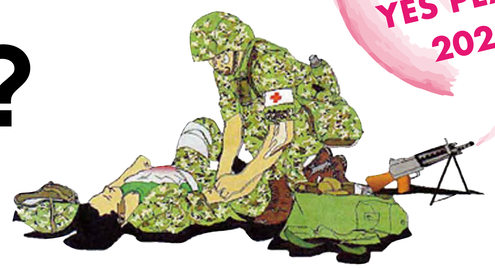

被弾負傷した隊員への救護救命措置に見える「第一線での救護活動のイメージ」のイラスト（防衛省の2015年度予算の広報資料から）

RC2 電波情報収集機

## 激化する多国間演習―敵基地攻撃能力の強化・大軍拡

激化する多国間演習。上は2021年8月～9月に行われた大規模多国間演習「パシフィック・クラウン21」。英空母と自衛隊空母化が進められている「いずも」、そしてカナダ、オランダなどの艦艇が一堂に。下は21年1月～2月にグアムで行われた日米豪共同訓練コープ・ノース21。核搭載任務を持つ米B52戦略爆撃機（先頭）に続く千歳、築城の自衛隊戦闘機（手前）。

## 海外の戦闘地域と直結する埼玉の基地

陸上自衛隊朝霞駐屯地内に「電子作戦隊」が新編されました。「電子作戦隊」は通信やレーダーなど、電磁波を扱う部隊の指揮や統制を担う部隊で、電磁波情報を収集したり、電磁波で相手のレーダーや通信を無力化したりする最新装備＝NEWS（ネットワーク電子戦システム）を運用します。

航空自衛隊入間基地には、これまでのC1輸送機に比べて機体が4倍大きく、航続距離も長い新型輸送機C2が3機配備され、将来は7機体制になります。

自衛隊入間病院は、海外の戦闘地域で傷ついた自衛隊員のケアをする戦地直結の「後送病院」です。そのうえ入間基地には、航空医学実験隊の全部隊が集結、軍事医療の最大拠点になっています。

# 緊急事態条項で暮らし・社会はどうなる？

緊急事態条項ってなんですか？

「大きな災害」や「戦争、内乱」が起きたとき、国家の存立を維持するために、憲法の定める人権保障と権力を停止。政府に権限を集中することを宣言するためのものなんじゃ。

大きな災害とか起きたら、政府に権限が集中する法律は必要なんじゃないかな？

大地震などの自然災害の非常事態の対応については、すでに十分な法律が整備されており、憲法に緊急事態条項を設置する必要はないのじゃ。また、緊急事態に対応する警察と自衛隊に関する法律も十分に整備されておる。

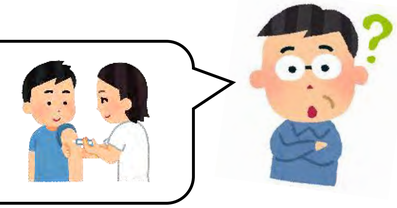

新型コロナなどの感染症対策にも緊急事態条項が必要なんじゃないの？

いやいや、感染症対策特別措置法などの法律を整備すれば対処できるんじゃ。憲法上の『緊急事態条項』と感染症対策の『緊急事態宣言』は全く別ものなんじゃよ。

緊急事態宣言は、憲法の制約の下で、法律の定める範囲での措置なんじゃよ。

しかし、自民党が改憲案で盛り込もうとする「緊急事態条項」とは、

① 憲法を停止し、憲法のコントロールの及ばないものになってしまう。

② そして、国会に諮らず閣議決定で「宣言」が出せるんじゃ。国会の承認は事後でも良いうえ、宣言の期間に期限もないんじゃ。

③ また、「何人も指示に従わなければならない」とし、三権分立、地方自治、基本的人権の保障はほぼ停止となる。言論・報道・集会の自由も制限させられてしまうんじゃ。

④ さらに、武力事態も含め、いくらでも解釈の拡大が可能となる。 など、危険なものなんじゃ。

## 戦争国家になるために活用された緊急事態条項

大日本帝国憲法には、緊急事態条項に関する規定がありました。では、今の日本国憲法にはなぜないのでしょうか。

戦前、緊急事態条項にあたる「厳戒令」や「緊急勅令」をくり返し、議会や国民を軍事独裁下においたのです。こうして天皇や軍部に権力が集中し、侵略戦争に突き進んだことへの反省から、今の日本国憲法は“あえて”緊急事態条項を設けていないのです。

（帝国憲法改正案委員会議事録）

ナチス・ドイツは「大統領緊急令“（緊急事態条項）を濫用。反ナチス勢力を弾圧。内閣に権限を集中する「全権委任法」をつくり、独裁政権を樹立し、戦争へと突き進んだのだ。